

アルコール事業法に基づく許可通知書等への 公印の省略について

2 0 2 5 年 5 月 1 日

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局

素材産業課アルコール室

政府全体として行政のデジタル化に向けた取組を進めているところですが、その一環として、令和2年12月28日付けで、アルコール事業法に基づく申請書、届出書、報告書への押印を廃止したところです。さらにデジタル化を推進する観点から、この度、アルコール事業法に基づく許可通知書等への公印を省略することにしましたのでお知らせいたします。なお、行政機関ごとに公印の省略時期が異なりますので、下表にて公印の省略状況をご確認ください。

行政機関名	公印の省略状況
経済産業省製造産業局	2025年4月1日から省略
北海道経済産業局	未定
東北経済産業局	未定
関東経済産業局	未定
中部経済産業局	未定
近畿経済産業局	2025年5月1日から省略
中国経済産業局	未定
四国経済産業局	未定
九州経済産業局	未定
沖縄総合事務局	従来から省略